

相 談 事 例

ID： 01-02-029

相談タイトル

住宅（自宅）新築の工事請負契約について

Q：ご相談内容

新築の請負契約を取り交わしたが、契約前と契約後と話が一変してしまっている。
新築に対し住宅ポイント制度が新設されるとラジオで言っていたが本当なのか。

A：回答

工事請負契約の契約前と契約後で、どの様な部分・内容で話が変わってしまっているのか詳細がわかりませんが、建設業法で位置付けられている重要項目について異なることや不確実なことを伝えられていたとすれば、契約の取り消し等も検討できる場合もあります。相談者の方は契約を解除することは現実的ではないとお考えですので、今後の注意点として不明や疑問に感じた点については、その都度、請負業者に説明を求め、そこで約束されたことについては書面として保存し、お互いに持ち合うことが良いと考えます。また、住宅ポイント制度については、2021年以降、新しい生活様式ポイント制度が創設されるような動きはあるようですが、まだ決定していないようですので、詳細については現段階では回答致しかねます。（当時）